

ガバナンス

Governance

*21世紀の地方自治を創る総合情報誌

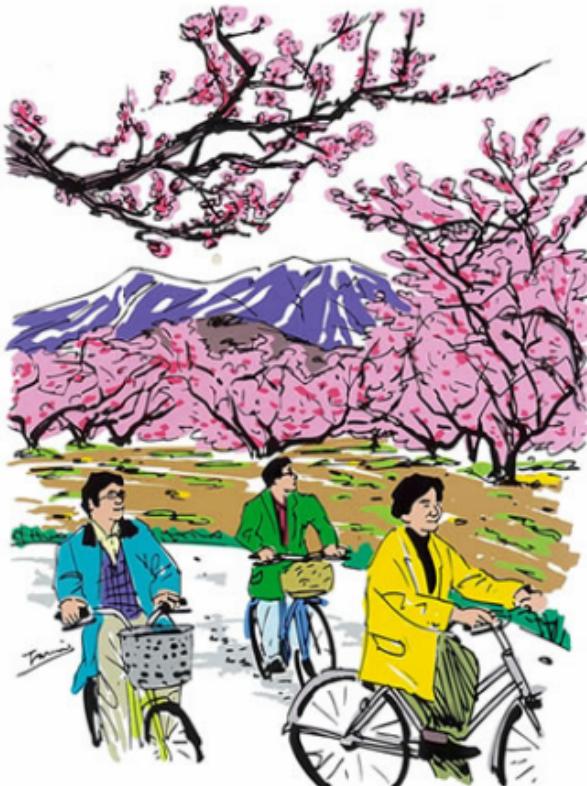
3

No.47 / 2005

特集

産廃問題で

問われるガバナンス



◆THE VOICE

加藤紘一 vs 松原 仁

◆地方の選択

高橋はるみ + 小林良彰

靖国参拝問題

小泉純一郎首相の靖国神社への公式参拝問題が迷走している。首相は2001年8月13日に参拝して以降、毎年、参拝を続けてきた。しかし、中国、韓国などからの激しい批判に直面、今年はまだ参拝できていない。国内には「参拝はやめるべきだ」との意見もあるが、首相は「適切に判断していく」と参拝続行を匂わせている。首相の靖国参拝は是か非か――。

インタビュー 仮野忠男

THE VOICE 誌上激論! 2005

【加藤祐一氏に聞く】
——小泉首相は01年に参拝して02年は4月21日、03年は1月14日、04年は1月1日に参拝しました。これに中国や韓国が強く抗議し、中でも日中関係は「政界経済」と言われるようになり、外交面を中心にならざつたままです。現状をどう見ていますか。

加藤 首相の靖国参拝に関しては昭和53年（1978年）の秋の例大祭前までは國內問題でした。この頃は宗教法人

である靖国神社に、内閣総理大臣が総理大臣の身分で参拝し玉くじ料を公費から払うのはいかがなものか、というものがテーマでした。中国や韓国も「日本国内の問題だ」として関心を示すことはなかった。

ところが同年の例大祭時に神社側がA級戦犯14人を合祀して以降は外交問題になってしまった。明らかにテーマが戦争責任問題に移っていったということです。

加藤 同条約の第11条には「日本国は、極東国際軍事裁判所など戦争犯罪廷の裁判を受諾し……」という條約があります。これは軍事裁判の結果を日本は受け入れたことを意味します。さらにこの流れの中で日中平和友好条約も結ばれていたわけ

小泉首相は参拝を中止すべきだ。ブッシュ大統領と一緒に行ける慰霊公園の新設を。
——小泉首相は参拝を中止すべきだ。ブッシュ大統領と一緒に行ける慰霊公園の新設を。

元自民党幹事長
衆院議員

【加藤祐一氏に聞く】

戦争責任の処理というものは古今東西、難いものですが、ドイツは「ナチスに全ての責任がある」と認め、ある意味つきりと、そして巧妙に処理しました。しかし、日本には自らの戦争責任問題を討議する歴史的、社会的風土がなかった。国民自身が判断できない中で極東国際軍事裁判が行われ、ここでの判断が唯一のものになつていつたわけです。その後、サンフランシスコ講和条約が結ばれます。

加藤 同条約の第11条には「日本国は、極東国際軍事裁判所など戦争犯罪廷の裁判を受諾し……」という條約があります。これは軍事裁判の結果を日本は受け入れたことを意味します。さらにこの流れの中で日中平和



加藤祐一（かとう・こういち）
1939年6月生まれ。山形県鶴岡市出身。東京大学法学部を卒業して外務省に入省後、父親、精三衆院議員の跡を継いで72年の細選舉に自民党から出馬、初当選。以後当選11回（山形3区）。防衛庁長官、内閣官房長官、自民党政調会長、幹事長を歴任。2000年にいわゆる「加藤の乱」を起こしたものの退任。経書や自らの政治資金疑惑の責任をとって02年議員を辞職し、03年、「引退に復帰」した。小泉純一郎首相、山崎拓元幹事長と「YKK」を結成していたが、自ら「すでにYKKは終えんしている」と言う。

す。国際条約である講和条約の精神を守らないようであれば、日本は国際的に通用しない国になってしまふと思いますよ。近く最近、米国務省のアジア問題の専門家たちと話し合う機会があつたんですが、彼らも「靖国問題」というのは究極的には講和条約を日本が順守するかどうかの問題だ」と言つてました。日本国内には「判決まで受け入れたわけではない」と反論している人もいますのが、「誰があつてもこの論理は成り立たないのではないか」といふのです。

——「極東裁判は勝者が敗者を勝手に裁いたものであり、おかしい。米国は原爆で多くの非戦闘員を殺傷していないから人道や平和に対する罪に問われていない。片手落ちだ」と主張する人もいますが。

加藤 戦争責任を問う法廷は常に勝者による裁判なんですよ。それに代わる国際法規は強制力を持つていなければなりません。それに日本は自らで戦争責任問題を判断し得たかということです。今でも日本はできないと思いますよ。

——小泉首相は、自民党総裁選の時、公約などして01年8月15日に参拝しよ



松原 仁

民主党「次の内閣」総括副大臣
(防災・科学技術)
衆院議員

首相はやはり8月15日に参拝すべきだった。
分祀・新施設案より極東裁判の見直しが先。

松原 仁(まつばら・じん)
1956年7月度京都生まれ。早稲田大学歯学部を卒業後、松下政経塾に学んだ。東京師大(新進院)を2期修了後、2000年の紀濱學で初当選した。現在2期目(東京3区)。誰とでもすぐに打ち解けて話し込む開口の広さが身上。昨年の日露戦争100年では中曾根康弘元首相を引き出して記念行事などを行った。経営問題にも取り組んでおり、現在は経営論議連の事務局長代理。都議時代に「靖国神社に参拝する議員の会」を自民党議員と一緒に作ったこともある。現在も8月15日に参拝している。

加藤 北朝鮮問題は、中国と連絡をとりながら解決するというのが、日本にとって非常に大きなカードだとどう政治的マイナスも大きいのです? そうした首相に対しても加藤さんは「参拝すべきではない」と明確に反対していますね。「政令」のままでは日本にとって政治的マイナスも大きいのです?

——日本国内には「中国は貧富の差など国内の矛盾を隠すために日本批判の材料として靖国問題を使っています」とか「靖国参拝を中止しても別の文化だと思いますね。

それに我々も広島、長崎の原爆の日には式典を開いていますが、米国からすれば「何故いつまでやるのか」ということになるかもしれない。しかし、我々日本人は忘れない。しなければ「何故いつまでやるのか」ということになるかもしれない。しかしながら首相というのは自分なしもしません。

自國を客觀視しなければ、創意的な外交政策は進め得ないではないでしょうか。かつて中曾根康弘元首相が公式参拝を中止したように小泉首相もあえずべきです。

——「経済」といながら経済の分野でも影響が出始めているようですね。

加藤 中國新幹線の契約がどれなり、次世代の核融合実証炉（ITER）の日本説明も中国がEU（歐州連合）側についたためデフォロフクに乗り上げたまま、というように大きな影響を及ぼしていると思いますよ。

——ではどうすべきなのでしょうか。
加藤 首相は吉原誠・日本遺族会会長とじっくり話し合って解決策を考えるべきです。98年9月、中曾根元首相に会つて「A級戦犯の分配もしくは別の慰靈公園を造るべきでは」と言つたところ、元首相は「私も分配に賛成だ。その方向で努力する」と言つておられた。元首相は外交における信頼性などの観点から分配を考へられたわけで、これは強制的な精神力からだと思いますね。

——現時点で小泉首相に提言することはありませんか？
加藤 今までは小泉首相の最大の盟友であるブッシュ米大統領がたつて靖国神社には行けない。ブッシュ



松原 かなり違います。民主党の靖国問題ワーキングチームが作成した見解（03年7月）は①首相や閣僚の見解、②この問題について最高裁の判断はまだ出されていないものの高裁段階では「違憲の疑いがある」という判決が一つ出ているなどと言つています。しかし、私はこの見解に疑問を感じています。

理由の一つは、国家の精神的な分野に属することを裁判所が判断するのが正しいかどうかということです。行政上のミスなどについて裁判所が判断することは必要だと思います。しかし、靖国問題というのは裁判所の判断を超えたものとして存在しているんです。だから民主党が高裁の判断を公式参拝反対の根拠にすること自体、国民の精神や国家のエートス（道徳的な慣習・雰囲気）に対してあまりにも即物的に過ぎるんじゃないかなと思うんです。

二つの疑問は、見解が「靖国神社に公式参拝することは憲法で保障している『信教の自由』や『政教分離』に抵触する」という考え方をとっています。この考え方を認めれば日本の精神史が否定されてしまうと思いますね。

松原 この考え方を認めたので

はなく、靖国神社を批判するために出てきたものです。それゆえに私は、

この考え方を認めれば日本の精神史

が否定されてしまうと思いますね。

——裁判所が憲法判断するのは当然で

は？

松原 憲法問題は、裁判所のテクノクスを見ると、首相や閣僚が靖国神社に公式参拝することは憲法で保障している点です。これには日本国の主體性から見て納得できないですね。靖国諸島や竹島に関して中国や韓国が反発するからと領有権問題をあいまいにすれば、「反発する側が正しい」ということになってしまいます。自らの意思を主張しないスタンスこそが問われるべきであつて、「近隣諸国が反発するから公式参拝は反対」というのは許しがたいことだと思っています。

——民主党は「靖国神社に祀られているのは軍人・軍属に限られており、空襲や原爆などで亡くなった一般の死没者は祀られていないことも問題点だ」と主張していますが。

松原 この指摘は、靖国に祀られない戦没者による死者を祀るという点では成りたつると思いますよ。そして、靖国神社を祀る者は祀られていないことも問題点だ

——民主党は「だから全ての戦没者を追悼する国立追悼施設が必要」という主張もしています。しかし、この議論は自然発生的に出てきたのではなく、靖国神社を批判するために出てきたものです。それゆえに私は、

この考え方を認めれば日本の精神史が否定されてしまうと思いますね。

——裁判所が憲法判断するのは当然で

は？

松原 憲法問題は、裁判所のテクノクスによって判断されるような問題ではないですよ。英国の政治家エドモンド・バークはかつて「政治

が反発するからと領有権問題をあいまいにすれば、「反発する側が正しい」ということになってしまいます。自らの意思を主張しないスタンスこそが問われるべきであつて、「近隣諸国が反発するから公式参拝は反対」というのは許しがたいことだと思っています。

——裁判所が憲法判断するのは当然で

は？

松原 憲法問題は、裁判所のテクノクスによって判断されるような問題ではないですよ。英國の政治家エドモンド・バークはかつて「政治

とは過去、現在、未来の人々が行う共同作業だ」と言いました。それに

とも思います。

松原 首相は「槍が降つても8月15日に行く」と言っておきながら中国などの反発を受けて、変えてしま

野田忠男の激論コメント

なれば、現在の人間だけで判断しないのだろうかということになり

ます。戊辰戦争以来、命がけで戦い、「靖国で会おう」と国のために死んでいった人々のことを考えればな

ました。ということは日本という主権が記された靖國神社への参拝は許されない」と思う人もいます。

松原 敗戦国という劣位の者が戦勝国という優位の者に対する正當な主張をなし得たかどうかということが

ポイントです。極東裁判の見直しさえ行われていない段階で加藤さんの言い分を認めるわけにはいかないで

すね。

松原 A級戦犯は人道や平和に対する罪という。後付けの論理で裁かれたままでした。法博士の鹿島守之助氏は「世界大戦原因の研究」の中で「日本やドイツのみが有罪であり、全責任を負わなければならぬとするニルンベルクや東京の判決は不

つてもいいと思いますよ。

——A級戦犯に対する中国や韓国は、やはりタイムラグを置いて何かの反発は取りましろにありませんが。

松原 A級戦犯は人道や平和に対する罪という。後付けの論理で裁かれたままでした。法博士の鹿島守之助氏は「世界大戦原因の研究」の中で「日本やドイツのみが有罪であり、全責任を負わなければならぬとするニルンベルクや東京の判決は不

つてもいいと思いますよ。

——A級戦犯に対する中国や韓国は、やはりタイムラグを置いて何かの反発は取りましろにありませんが。

松原 首相が8月15日にこだわっているのであれば、それはやはり首相の信念に基づいて、貫き通すべきだ

——中国の反発をどう見ていますか。

松原 中国では貧富の差が広がり、共産党の威信が揺らいでいます。そこでスケーブゴートとして日本を取り上げている。外に敵を作るという戦略からでしょう。

——A級戦犯の分祀案をどう思いますか。

松原 日本の精神文化からいくと、死んだ人間は仏になるんですよ。石川五右衛門だって仏になら。少なくとも分祀するかどうかは極東裁判を見直した後、国民的認識を得た上で判断すべきですね。それが出来ない限り分祀案に乗ることはできません。

「自民党など与党（保守政党）が賛成、社会・共産などの野党（革新政党）が反対」というのが従来の構図だった。

ところが、今回の靖國問題は、保守の側の加藤氏が反対、野党・民主党政党の松原氏が賛成という。逆転の組み合

わせになつた。それだけ靖國問題は、政党的枠組みだけでは割り切れない日本人の内面にかかる複雑かつ微妙なテーマということだ。

私は分祀案が進まない以上、追悼施設を造るべきだと思ってる。02年12月、福田康夫官房長官（当時）の諮問機関が「無宗教で国立の恒久的施設を造るべきだ」との報告書をまとめた。しかし報告書は「お読み入り、状態にある。首相としていたたんは既に核討・作成させた報告書を封印したまま」というのは異常である。いずれにしても首相は靖國問題に関する明確な処理方針を急ぎ明らかにすべきだ。

日本は「槍が降つても8月15日に行く」と言っています。日本の国際法学者はもっとこの点を検証すべきですよ。焼夷弾や原爆を落とした米国は、なぜ人道に対する罪に問われなかつたのでしょうか。そういうことを考えただけでも極東軍事裁判の正当性には疑義があ

ると言っています。

日本は「槍が降つても8月15日に行く」と言っています。日本の国際法学者はもっとこの点を検証すべきですよ。焼夷弾や原爆を落とした米国は、なぜ人道に対する罪に問われなかつたのでしょうか。そういうことを考えただけでも極東軍事裁判の正当性には疑義があ

ると言っています。

日本は「槍が降つても8月15日に行く」と言っています。日本の国際法学者はもっとこの点を検証すべきですよ。焼夷弾や原爆を落とした米国は、なぜ人道に対する罪に問われなかつたのでしょうか。そういうことを考えただけでも極東軍事裁判の正当性には疑義があ